

第百四十二回 参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会会議録第二号

平成十年五月二十二日(金曜日)
午後三時五十一分開会

委員の異動

四月三十日

辞任

斎藤 文夫君

鈴木 省吾君

五月十五日

辞任

斎掛 哲男君

五月二十一日

辞任

一井 淳治君

竹村 泰子君

及川 順郎君

補欠選任

海老原義彦君

鎌田 要人君

補欠選任

松村 龍二君

補欠選任

小川 勝也君

萱野 茂君

牛嶋 正君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

遠藤 要君

石渡 清元君

片山虎之助君

釜本 邦茂君

高木 正明君

野間 赳君

伊藤 基隆君

小島 慶三君

荒木 清寛君

赤桐 操君

委員

石井 道子君

鎌田 要人君

亀谷 博昭君

久世 公堯君

国井 正幸君

清水嘉子君

本日の会議に付した案件

○財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(遠藤要君) ただいまから行財政改革・税制等に関する特別委員会を開会いたします。

財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案、平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案、以上四案を一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。松永大蔵大臣。

○国務大臣(松永光君) ただいま議題となりました財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

人口構造の高齢化等、財政を取り巻く環境は大きく変容しており、財政構造改革を推進する必要があります。しかしながら、昨年末に大型金融機関の破綻が

相次ぎ、また、アジアの幾つかの国で金融、経済の混乱が生じたことに伴い家計や企業の景況感が厳しさを増すなど、内外の悪条件が一斉に重なり、我が国経済は極めて深刻な状況にあります。こうした状況にかんがみ、バブル崩壊後の資産価格の下落等による企業や金融機関の財務面の悪化への対応が長引くなど、我が国経済はいまだバブルの後遺症から抜け切れていないと言えます。

こうした我が国経済の状況を踏まえれば、財政構造改革を進めつつも、その時々状況に応じた適切な財政措置を講じ得るような枠組みを整備する必要があります。

本法律案は、こうした考え方を踏まえ、所要の規定の整備を行うものであります。以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、特例公債発行額の各年度縮減の規定について、著しく異常かつ激甚な非常災害の発生あるいは経済活動の著しい停滞という状況に応じ特例公債の発行枠の弾力化が可能となるよう所要の改正を行うこととしております。

第二に、財政構造改革の当面の目標の年度を平成十七年度とすることとしております。

第三に、平成十一年度の当初予算における社会保障関係費の増加額は、できる限り抑制した額とすることとしております。

次に、平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、当面の景気に配慮して、平成十年分の所得税について特別減税を追加実施することともに、中小企業投資促進税制の創設等を行うほか、住宅取得促進税制の拡充等を行うこととし、本法

律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、今回の特別減税は、既に実施している特別減税に加え、定額による特別減税を追加実施するものであります。この追加分の特別減税の額は、本人について二万円、控除対象配偶者または扶養親族一人について一万円としております。したがって、当初分と追加分を合わせた特別減税の額は、本人について三万八千円、控除対象配偶者または扶養親族一人について一万九千円の合計額となります。ただし、その合計額がその者の特別減税前の所得税額を超える場合には、その所得税額を限度としております。

この特別減税の具体的な実施方法に關しましては、給与所得者については、平成十年八月一日以後最初に支払われる主たる給与等に対する源泉徴収税額から追加分の特別減税額を控除し、控除し切れない部分の金額は、以後に支払われる主たる給与等に対する源泉徴収税額から順次控除することにより実施することとしております。最終的には、平成十年分の年末調整の際に、年税額から当初分と追加分を合わせた特別減税額を控除することにより精算することとしております。

次に、公的年金等の受給者については、給与等の特別減税に準じた方法により実施することとし、最終的には、来年度の確定申告の際に、当初分と追加分を合わせた特別減税の額を精算することとしております。

また、事業所得者等については、平成十年分の所得税に係る第一期の予定納税額の納期を七月から八月に一カ月おくらせる等の特例措置を講じた上で、原則として、その第一期の予定納税額から当初分と追加分を合わせた特別減税額を控除し、控除し切れない部分の金額は、第二期の予定納税額から控除することにより実施することとしております。なお、予定納税の必要のない者を含め、最終的には、来年度の確定申告の際に、当初分と追加分を合わせた特別減税の額を精算することとして

ております。

第二に、民間投資及び研究開発の促進のための一年限りの措置として、中小企業等が取得する機械等について税額控除と特別償却の選択適用等を認める中小企業投資促進税制の創設等を行うとともに、ベンチャー企業を含む中小企業等者の試験研究費の税額控除の特例の拡充を行うこととしております。

第三に、住宅取得促進税制について、住宅借入金等の年末残高千円以下の部分に適用される控除率を拡充し、平成十年居住分について六年間の控除限度額の総額を百七十万円から百八十万円に引き上げる等の措置を講じることとしております。

以上が財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(遠藤要君) 上杉自治大臣。

○国務大臣(上杉光弘君) ただいま議題となりました両案につきまして御説明申し上げます。

まず、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨につきまして御説明申し上げます。

当面の経済状況等を踏まえ、平成十年度分の個人住民税について定額による特別減税の額の引き上げ等を行うとともに、不動産取得税について宅地建物取引業者による一定の住宅及びその用に供する土地の取得に係るの特例措置を講じることとし、あわせて、これらの措置による減収額を埋めるための地方債の特例措置を講じる必要があります。

以上がこの法律案を提案いたします理由であります。

次に、この法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。

第一は、地方税法の改正に関する事項であります。

その一は、道府県民税及び市町村民税についての改正であります。

平成十年度分の個人の道府県民税及び市町村民税につきましては、特別減税の額の引き上げ等をを行うこととしております。まず、特別減税の額については、納税者本人について現行の八千円から一万七千円に、控除対象配偶者または扶養親族一人について現行の四千円から八千五百円に、それぞれ引き上げることとしております。また、平成十年度の特別減税の実施に当たりましては、特別徴収に係る税額の通知期限について現行の五月三十一日を六月三十日とし、普通徴収に係る第一期の納期について現行の六月を七月とする特別措置を講じることとしております。

その二は、不動産取得税についての改正であります。

不動産取得税につきましては、宅地建物取引業者が一定の住宅及びその用地を居住者である個人から平成十年七月一日から平成十二年六月三十日までの間に取得した場合について、住宅の取得の日から六月以内にその居住の用に供する個人に譲渡したときに限り、一定の減額等の措置を講じることとしております。

第二は、地方財政法の改正に関する事項であります。

地方財政に関する事項につきましては、個人の道府県民税または市町村民税に係る特別減税等による減収額を埋めるため、地方債の特例措置を講じることとしております。

以上が地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

今回の補正予算においては、平成十年分の所得税の特別減税及び法人税の政策減税に伴い、平成十年度分の地方交付税が四千七百七十三億六千万円

減少することとなりますが、地方財政の状況等にかんがみ、当初予算に計上された地方交付税の総額を確保する必要があります。さらに、総合経済対策により追加されることとなる公共事業等の円滑な実施に必要な財源を措置する必要があります。これらのため、四千七百七十三億六千万円を一般会計から交付税特別会計に繰り入れ、これに伴い、平成十三年度から平成二十五年までの各年度において当該年度分の交付税の総額に計算する額を変更することとともに、交付税総額を交付税特別会計借入金により四十四億円増額し、この額については、平成十六年度から平成二十五年までの各年度において償還することとしております。

次に、さきに述べた総合経済対策の円滑な実施に必要な財源を措置するため、平成十年度に限り、緊急地域経済対策費を設けることとしております。

さらに、基準財政収入額の算定方法について、平成十年度における道府県民税及び市町村民税の特別減税並びに不動産取得税の政策減税による減収額を加算することとする特例を設けることとしております。

以上が地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(遠藤要君) 以上で四案の趣旨説明の聴取は終わりました。

次回は五月二十五日午前十時に開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時四分散会

二月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、食料品の消費税非課税即時実施、消費税廃止に関する請願(第二二二号)(第二五号)

第二号 平成十年一月二十三日受理

食料品の消費税非課税即時実施、消費税廃止に関する請願

請願者 名古屋市中東区猪高町上杜井堀二

五ノ一 三木富喜子 外六百三十八名

紹介議員 山田 俊昭君

消費税率が五%に引き上げられ、消費税の増税による公共料金等の値上げ、諸物価の値上がり相次ぎ、国民の暮らしと経済に大きな影響を与えている。消費税の増税は所得の低い人ほど負担割合が重く、暮らしの困難を増大させている。物価値上がりの中で、「せめて、食料品には消費税を掛けないでほしい」との声は切実である。消費税がある限り新たな増税も将来予想される。増税の根を断つためには、消費税をなくす以外にない。二、消費税は廃止すること。

第二五号 平成十年一月二十三日受理

食料品の消費税非課税即時実施、消費税廃止に関する請願

請願者 名古屋市中東区猪高町上杜井堀二

五ノ一 楓健年 外九百八十八名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

二月十三日本委員会に左の案件が付託された。
一、食料品の消費税非課税即時実施、消費税廃止に関する請願(第一五九号)(第一六〇号)(第一六一号)(第一六二号)(第一六三号)(第一六四号)(第一六五号)

第一五九号 平成十年二月四日受理

食料品の消費税非課税即時実施、消費税廃止に関する請願

請願者 愛知県大山市大山東右神二九ノ一

森下元恵 外五十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一六〇号 平成十年二月四日受理

食料品の消費税非課税即時実施、消費税廃止に関する請願

請願者 岐阜県各務原市鷺沼南町六ノ二五

七 浅野純 外五十九名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一六一号 平成十年二月四日受理

食料品の消費税非課税即時実施、消費税廃止に関する請願

請願者 愛知県岡崎市福岡町若一王子四五

ノ一 吉田時子 外七十九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一六二号 平成十年二月四日受理

食料品の消費税非課税即時実施、消費税廃止に関する請願

請願者 愛知県江南市江森町上一九三小

島秀子 外五十九名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一六三号 平成十年二月四日受理

食料品の消費税非課税即時実施、消費税廃止に関する請願

請願者 愛知県丹羽郡大口町上小口一ノ四

七 八木峻也 外五十九名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一六四号 平成十年二月四日受理

食料品の消費税非課税即時実施、消費税廃止に関する請願

請願者 愛知県丹羽郡大口町上小口一ノ四

七 八木峻也 外五十九名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一六四号 平成十年二月四日受理

食料品の消費税非課税即時実施、消費税廃止に関する請願

請願者 愛知県大山市大山東右神二九ノ一

請願者 愛知県小牧市大字文津七六四

口晴蔵 外五十九名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一六五号 平成十年二月四日受理

食料品の消費税非課税即時実施、消費税廃止に関する請願

請願者 愛知県大山市前原井島五ノ八二

仲井八千男 外五十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

二月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、食料品の消費税非課税即時実施、消費税廃止に関する請願(第二二二号)(第二四九号)(第二九七号)(第二九八号)(第二九九号)(第三〇〇号)(第三〇一号)(第三〇二号)(第三〇三号)(第三〇四号)(第三〇五号)(第三〇六号)(第三〇七号)(第三〇八号)(第三〇九号)(第三一〇号)(第三九一号)

第二二二号 平成十年二月六日受理

食料品の消費税非課税即時実施、消費税廃止に関する請願

請願者 名古屋市中東区亀の井二ノ二三五

ノ三〇六 武田智子 外千九百三十七名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第二四九号 平成十年二月九日受理

食料品の消費税非課税即時実施、消費税廃止に関する請願

請願者 名古屋市中東区鳴子町一ノ一 宇佐

美吉勝 外九百四十名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第二九七号 平成十年二月十日受理

食料品の消費税非課税即時実施、消費税廃止に関する請願

請願者 東京都小金井市梶野町四ノ一六ノ

一六ノ二〇二 土生礼子 外三百九十九名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第二九八号 平成十年二月十日受理

食料品の消費税非課税即時実施、消費税廃止に関する請願

請願者 広島県府中市府川町一〇〇ノ五一

網田文子 外三百九十九名

紹介議員 有働 正治君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第二九九号 平成十年二月十日受理

食料品の消費税非課税即時実施、消費税廃止に関する請願

請願者 東京都江東区亀戸二ノ六ノ二 岡崎雅裕 外三百九十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇〇号 平成十年二月十日受理

食料品の消費税非課税即時実施、消費税廃止に関する請願

請願者 埼玉県所沢市和ヶ原一ノ三、〇九二ノ一 西本正 外三百九十九名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇一号 平成十年二月十日受理

食料品の消費税非課税即時実施、消費税廃止に関する請願

請願者 埼玉県新座市栄五ノ九ノ三四 堀田喬夫 外四百五十四名

紹介議員 笠井 亮君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇二号 平成十年二月十日受理
食料品の消費税非課税即時実施、消費税廃止に関する請願
請願者 東京都三鷹市下連雀七ノ六ノ三六
加藤盛雄 外三百九十九名
紹介議員 藤澤 弘君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇三号 平成十年二月十日受理
食料品の消費税非課税即時実施、消費税廃止に関する請願
請願者 東京都足立区千住三ノ五 小山内政子 外三百九十九名
紹介議員 須藤美也子君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇四号 平成十年二月十日受理
食料品の消費税非課税即時実施、消費税廃止に関する請願
請願者 東京都練馬区関町南四ノ二〇ノ一 六ノ二〇二 原岡弥生 外三百九十九名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇五号 平成十年二月十日受理
食料品の消費税非課税即時実施、消費税廃止に関する請願
請願者 東京都三鷹市上連雀四ノ二二ノ一 一ノ二〇二 野田裕 外三百九十九名
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇六号 平成十年二月十日受理
食料品の消費税非課税即時実施、消費税廃止に関する請願

請願者 東京都中野区中央四ノ五五ノ一二 一ノ七 松本佳子 外三百九十九名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇七号 平成十年二月十日受理
食料品の消費税非課税即時実施、消費税廃止に関する請願
請願者 東京都練馬区上石神井南町七ノ一 一 吉田純子 外三百九十九名
紹介議員 筆坂 秀世君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇八号 平成十年二月十日受理
食料品の消費税非課税即時実施、消費税廃止に関する請願
請願者 東京都三鷹市上連雀六ノ一〇ノ四 一 小川秀男 外三百九十九名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇九号 平成十年二月十日受理
食料品の消費税非課税即時実施、消費税廃止に関する請願
請願者 東京都武蔵村山市大南一ノ八八ノ五 国場里紗 外三百九十九名
紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三一〇号 平成十年二月十日受理
食料品の消費税非課税即時実施、消費税廃止に関する請願
請願者 山梨県北都留郡上野原町四万津 一、〇四一ノ四 荒井行男 外三百九十九名
紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三九一号 平成十年二月十二日受理
食料品の消費税非課税即時実施、消費税廃止に関する請願
請願者 愛知県豊橋市浜道町字桜六〇ノ三 五 広島啓子 外九十九名
紹介議員 須藤美也子君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

三月十三日本委員会に左の案件が付託された。
一、食料品の消費税非課税即時実施、消費税廃止に関する請願(第六六六号)

第六六六号 平成十年二月二十七日受理
食料品の消費税非課税即時実施、消費税廃止に関する請願
請願者 愛知県春日井市石尾台三ノ八ノ七 内川詩美 外千二百九十七名
紹介議員 須藤美也子君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

三月二十日本委員会に左の案件が付託された。
一、食料品の消費税非課税即時実施、消費税廃止に関する請願(第七九九号)(第八〇〇号)
一、国民生活を重視した行財政改革に関する請願(第八三〇号)

第七九九号 平成十年三月十日受理
食料品の消費税非課税即時実施、消費税廃止に関する請願
請願者 愛知県春日井市藤山台五ノ一〇ノ四 福田久美子 外千名
紹介議員 笠井 亮君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第八〇〇号 平成十年三月十日受理

食料品の消費税非課税即時実施、消費税廃止に関する請願
請願者 愛知県日進市梅森台五ノ一三三 山本喜義 外千五十一名
紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第八三〇号 平成十年三月十二日受理
国民生活を重視した行財政改革に関する請願
請願者 新潟県新発田市東町一ノ一〇ノ二三 小林東士郎 外四千八百八十名
紹介議員 志告 裕君
政府が進める「六大改革」は、平成九年度予算での九兆円もの負担増や規制緩和で打撃を受けている国民生活を一層深刻なものにしかねず、また、軍事費や六百三十兆円もの公共事業の長期計画を「聖域化」していることも問題である。さらに、首相権限の強化を始めとした集権的な政府機構は、ガイドライン(日米防衛協力のための指針)見直しと一体であり、平和と民主主義を脅かすものである。このような「六大改革」は国民の願いに沿うものではなく、「政・官・財」が癒着して利権をむさばる実態を改め、国民生活重視の行財政へ転換することこそが必要である。
ついては、次の事項について実現を図られたい。
一、軍事費の無駄遣いや大型プロジェクト重視の公共事業に偏った財政構造を改め、医療、年金、教育、農業再建、労働者保護など国民生活重視の行財政に変えること。
二、公務員の「天下り」や企業・団体からの政治献金を禁止し、情報公開法を制定するなど、ガラス張りの行政を実現すること。
三、首相への権限の集中と、治安、防衛、外交などの行政機能を強める一方で国民生活に対するサービスを低下させる省庁再編は行わないこと。
四、行政サービスの切捨てになる実施事務の「独

立行政法人」や民営化は行わないこと。

三月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。
一、国民生活を重視した行財政改革に関する請願(第八五〇号)

第八五〇号 平成十年三月十三日受理

国民生活を重視した行財政改革に関する請願

請願者 長野県飯田市上郷飯沼二、〇四六

荒木秀文 外三千七百九十九名

紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第八三〇号と同じである。

四月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、食料品の消費税非課税即時実施、消費税廃止に関する請願(第一〇五〇号)

一、消費税の減税に関する請願(第一〇六八号)

一、国民生活を重視した行財政改革に関する請願(第一二二〇号)

一、消費税の減税に関する請願(第一二二七号)

一、消費税の減税に関する請願(第一二二七号)

第一〇五〇号 平成十年三月三十日受理

食料品の消費税非課税即時実施、消費税廃止に関する請願

請願者 愛知県春日井市石尾台一ノ二ノ一

三〇ノ五 安成公希 外千六十四

名

紹介議員 山田 俊昭君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一〇六八号 平成十年三月三十日受理

消費税の減税に関する請願

請願者 長野県松本市里山辺三、三九九

清澤佐代子 外四十九名

紹介議員 吉川 春子君

消費税が五%になってから国民の暮らしはますます深刻となり、消費税はなくす以外にない大悪

税であることが改めて明らかになった。消費税の引上げが不況からの立ち直りを困難にしていることも指摘されているが、冷え込んだ景気の回復のためには、すべての国民を対象とする消費税の減税こそ決め手となる。

一、当面、消費税率を三%に戻すこと。

二、食料品に掛かる消費税を非課税とすること。

第一二二〇号 平成十年四月一日受理

国民生活を重視した行財政改革に関する請願

請願者 香川県綾歌郡国分寺町新名九七五

ノ八 武下正次 外千三百三十九名

紹介議員 栗原 君子君

この請願の趣旨は、第八三〇号と同じである。

第一二二七号 平成十年四月一日受理

消費税の減税に関する請願

請願者 埼玉県鶴ヶ島市鶴ヶ丘八〇三

堀 尾士郎 外六十名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第一〇六八号と同じである。

四月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、消費税の減税に関する請願(第一二二六〇号)

(第一二二六一号)(第一二二六二号)(第一二二六三

号)(第一二二六四号)(第一二二六五号)(第一二二六

六号)(第一二二六七号)(第一二二六八号)(第一二二

六九号)(第一二二七〇号)(第一二二七一号)(第一二

二七二号)(第一二七三三号)

第一二二六〇号 平成十年四月九日受理

消費税の減税に関する請願

請願者 埼玉県浦和市宿一〇三ノ二〇二

齊藤松雄 外千八百八十名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第一〇六八号と同じである。

第二二六一号 平成十年四月九日受理

消費税の減税に関する請願

請願者 福岡県大牟田市大字倉永二、九一

六 徳永準人 外千八百八十名

紹介議員 有働 正治君

この請願の趣旨は、第一〇六八号と同じである。

第二二二二号 平成十年四月九日受理

消費税の減税に関する請願

請願者 埼玉県野市王子二ノ四ノ一〇

伊藤英之 外千八百八十名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一〇六八号と同じである。

第二二二三号 平成十年四月九日受理

消費税の減税に関する請願

請願者 滋賀県甲賀郡甲西町平松五五四ノ

一二 田中章夫 外千八百八十名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第一〇六八号と同じである。

第二二二四号 平成十年四月九日受理

消費税の減税に関する請願

請願者 北海道瀬棚郡今金町字住吉三八五

伊藤正行 外千二百七十八名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第一〇六八号と同じである。

第二二二五号 平成十年四月九日受理

消費税の減税に関する請願

請願者 群馬県邑楽郡千代田町木崎三五四

赤坂美奈 外千八百八十名

紹介議員 藤澤 弘君

この請願の趣旨は、第一〇六八号と同じである。

第二二二六号 平成十年四月九日受理

消費税の減税に関する請願

請願者 秋田県横手市上内町二ノ一六 鈴

木文字 外千八百八十名

紹介議員 須藤美也子君
この請願の趣旨は、第一〇六八号と同じである。

第二二六七号 平成十年四月九日受理

消費税の減税に関する請願

請願者 長野市大字風間一、二七〇ノ五五

山崎洋子 外千八百八十名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一〇六八号と同じである。

第二二二八号 平成十年四月九日受理

消費税の減税に関する請願

請願者 新潟市天野三ノ二〇ノ一五 川上

学 外千八百八十名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一〇六八号と同じである。

第二二二九号 平成十年四月九日受理

消費税の減税に関する請願

請願者 大阪府貝塚市二色二ノ五ノ二ノ

一、一〇二 池田里美 外千八百

十名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一〇六八号と同じである。

第二二七〇号 平成十年四月九日受理

消費税の減税に関する請願

請願者 名古屋市長区松井町二六八ノ三

〇二 西祐之 外千八百八十名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第一〇六八号と同じである。

第二二七一号 平成十年四月九日受理

消費税の減税に関する請願

請願者 大阪府藤井寺市藤井寺一ノ一四ノ

二六 吉田由美子 外千八百八十名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一〇六八号と同じである。

平成十年五月二十二日
【参議院】

江蘇興業市松川二七四二金

請願者 茨城県北相馬郡守谷町みずき野八

紹介議員 須藤美也子君
この請願の趣旨は、第一四三三号と同じである。

第一四四〇号 平成十年四月十七日受理
労働行政の縮小・後退につながる労働福祉省創設
反対等に関する請願

請願者 東京都葛飾区白鳥一ノ三ノ五ノ二

〇五 目黒幸志 外六名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一四三三号と同じである。

第一四四一号 平成十年四月十七日受理

労働行政の縮小・後退につながる労働福祉省創設
反対等に関する請願

請願者 東京都葛飾区宝町二ノ二四ノ三四

種村博昌 外六名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一四三三号と同じである。

第一四四二号 平成十年四月十七日受理

労働行政の縮小・後退につながる労働福祉省創設
反対等に関する請願

請願者 東京都葛飾区白鳥四ノ一ノ三ノ二

一六 白井美津子 外六名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一四三三号と同じである。

第一四四三号 平成十年四月十七日受理

労働行政の縮小・後退につながる労働福祉省創設
反対等に関する請願

請願者 東京都葛飾区西亀一ノ二ノ一ノ

二〇一 宮崎美朝 外六名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第一四三三号と同じである。

第一四四四号 平成十年四月十七日受理

労働行政の縮小・後退につながる労働福祉省創設
反対等に関する請願

請願者 東京都葛飾区東堀切二ノ二五ノ九

ノ三〇二 神田彰也 外六名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第一四三三号と同じである。

第一四四五号 平成十年四月十七日受理
労働行政の縮小・後退につながる労働福祉省創設
反対等に関する請願

請願者 東京都葛飾区亀有三ノ五ノ四 矢

沢茂子 外六名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一四三三号と同じである。

第一四四六号 平成十年四月十七日受理

労働行政の縮小・後退につながる労働福祉省創設
反対等に関する請願

請願者 東京都練馬区平和台三ノ二ノ一

四 嶋田照子 外六名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一四三三号と同じである。

第一四四七号 平成十年四月十七日受理

国民生活を重視した行政改革に関する請願
請願者 京都府福知山市前田新町二一八

片尾太一 外二千五百名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第八三〇号と同じである。

第一四四九号 平成十年四月十七日受理

国民生活を重視した行政改革に関する請願
請願者 千葉県八千代市大和田新田九〇八

ノ一ノ一五ノ五 幸地昌功 外千

九百九十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第八三〇号と同じである。

第一四四九号 平成十年四月二十日受理

食料品の消費税非課税即時実施、消費税廃止に関
する請願
請願者 名古屋市中東区猪高町上杜井堀二

五ノ一 山田靖子 外五百六十名
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一四七一号 平成十年四月二十日受理
消費税の減税に関する請願

請願者 東京都北区神谷一ノ一ノ四 萩原

純一 外五千二百名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第一〇六八号と同じである。

第一四七二号 平成十年四月二十日受理

消費税の減税に関する請願
請願者 宮城県角田市佐倉字佐倉町二五ノ

五 大槻美恵 外五千二百名

紹介議員 有働 正治君

この請願の趣旨は、第一〇六八号と同じである。

第一四七三号 平成十年四月二十日受理

消費税の減税に関する請願
請願者 新潟市桃山町一ノ一〇七ノ五一

丸山清次 外五千二百名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一〇六八号と同じである。

第一四七四号 平成十年四月二十日受理

消費税の減税に関する請願
請願者 島根県出雲市西林木町一ノ六 広

田伝一 外五千二百名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第一〇六八号と同じである。

第一四七五号 平成十年四月二十日受理

消費税の減税に関する請願
請願者 福島県安達郡白沢村糠沢字原二〇

五 飛田利也 外五千七百七十名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第一〇六八号と同じである。

第一四七六号 平成十年四月二十日受理
消費税の減税に関する請願
請願者 岐阜県関市旭ヶ丘二ノ四ノ二二

足立光枝 外五千二百名

紹介議員 穂積 弘君

この請願の趣旨は、第一〇六八号と同じである。

第一四七七号 平成十年四月二十日受理

消費税の減税に関する請願
請願者 千葉県香取郡小見川町小見川一、

五〇四ノ四 城山長俊 外五千二

百名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第一〇六八号と同じである。

第一四七八号 平成十年四月二十日受理

消費税の減税に関する請願
請願者 山形市大字大森四八一 秋葉年太

郎 外五千二百名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一〇六八号と同じである。

第一四七九号 平成十年四月二十日受理

消費税の減税に関する請願
請願者 福岡県直方市下境二、四六〇 本

田英二 外五千二百名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一〇六八号と同じである。

第一四八〇号 平成十年四月二十日受理

消費税の減税に関する請願
請願者 埼玉県朝霞市宮戸四ノ九ノ五 桜

木まち子 外五千二百名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一〇六八号と同じである。

第一四八一号 平成十年四月二十日受理

消費税の減税に関する請願
請願者 広島県福山市引野町二七ノ一ノ二三

紹介議員 宮本ゆかり 外五千二百名
筆坂 秀世君
この請願の趣旨は、第一〇六八号と同じである。

第一四八二号 平成十年四月二十日受理
消費税の減税に関する請願

請願者 岡山県井原市西江原町六八六ノ二
藤森裕子 外五千二百名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第一〇六八号と同じである。

第一四八三号 平成十年四月二十日受理
消費税の減税に関する請願

請願者 神奈川県厚木市宮の里二ノ八ノ二
三 山本美奈 外五千二百名
紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第一〇六八号と同じである。

第一四八四号 平成十年四月二十日受理
消費税の減税に関する請願

請願者 宮崎県都城市広原町二九ノ四ノ二
奥恵子 外五千二百名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一〇六八号と同じである。

第一四八八号 平成十年四月二十日受理
国民生活を重視した行財政改革に関する請願

請願者 埼玉県上福岡市上福岡四ノ一〇ノ二
二 守中公一 外千九百九十九名
紹介議員 笠井 亮君
この請願の趣旨は、第八三〇号と同じである。

第一四九二号 平成十年四月二十日受理
国民生活を重視した行財政改革に関する請願

請願者 鹿児島県名瀬市井根町一四ノ二
国芳子 外四百九十九名
紹介議員 上山 和人君
この請願の趣旨は、第八三〇号と同じである。

第一五四八号 平成十年四月二十一日受理
国民生活を重視した行財政改革に関する請願(三
通)

請願者 横浜市戸塚区川上町四一五ノ二ノ
一二一 末澤麻紀 外三千五百八
十二名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第八三〇号と同じである。

第一五八七号 平成十年四月二十二日受理
消費税の減税に関する請願

請願者 長野県松本市清水二ノ一ノ一三
大沢すみ 外五十九名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一〇六八号と同じである。

第一五九二号 平成十年四月二十二日受理
国民生活を重視した行財政改革に関する請願

請願者 長野県南佐久郡田町北川二二一
小沢みち子 外九百九十九名
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第八三〇号と同じである。

第一六〇一号 平成十年四月二十二日受理
国民生活を重視した行財政改革に関する請願

請願者 鳥取県境港市上道町八〇 門永恭
子 外三千七百七名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第八三〇号と同じである。

五月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件
が付託された。

一、財政構造改革の推進に関する特別措置法の
一部を改正する法律案
一、平成十年分所得税の特別減税のための臨時
措置法及び租税特別措置法の一部を改正する
法律案
一、地方税法及び地方財政法の一部を改正する

法律案
一、地方交付税法等の一部を改正する法律案
財政構造改革の推進に関する特別措置法の一
部を改正する法律案

一部を改正する法律
財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成
九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第四号第一号中「平成十五年度」を平成十七年
度に改め、「国内総生産をいう」の下に「以下同
じ」を加え、同条第二号中「平成十四年度」を平成
十六年度に改め、「発行する場合」は「の下に」

「著しく異常かつ激甚な非常災害の発生又は経済
活動の著しい停滞(国内総生産の伸び率の低い事
態が継続する等の政令で定める状況をいう)が国
民生活等に及ぼす重大な影響に対処するための施
策の実施に重大な支障が生ずるときを除く」を加
え、「平成十五年度」を平成十七年度に改める。

第五号第一項中「平成十五年度」を平成十七年
度に改める。

第八号第一項第二号中「平成十一年度及び」を削
り、「当該各年度の前年度」を「平成十一年度に改
め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次
の一号を加える。

二 平成十一年度の当初予算における社会保障
関係費の額の平成十年度の当初予算における
社会保障関係費の額に対する増加額は、でき
る限り抑制した額とすること。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

平成十年分所得税の特別減税のための臨時措
置法及び租税特別措置法の一部を改正する法
律案

平成十年分所得税の特別減税のための臨時措
置法及び租税特別措置法の一部を改正する
法律
(平成十年分所得税の特別減税のための臨時措

置法の一部改正)
第一条 平成十年分所得税の特別減税のための臨
時措置法(平成十年法律第一号)の一部を次のよ
うに改正する。

第二条第三号中「第八条の第三項後段、第
八条の四第一項後段」を「第八条の第三項第一
号、第八条の五第一項後段」に改め、「第十条の
六第四項」の下に「第十条の七第三項から第五
項まで及び第十一項」を加え、同条第八号を同
条第十号とし、同条第七号を同条第八号とし、
同号の次に次の一号を加える。

九 主たる給与等 所得税法第九十四條第
四項に規定する給与所得者の扶養控除等申
告書の提出の際に經由した給与等の支払者
から支払を受ける給与等をいう。

第二条第六号を同条第七号とし、同条第五号
の次に次の一号を加える。

六 予定納税基準額 所得税法第百四條第一
項に規定する予定納税基準額をいう。

第二条に次の一号を加える。
十一 特定公的年金等 所得税法第二百三條
の五第四項に規定する公的年金等の受給者
の扶養親族等申告書の提出の際に經由した
公的年金等の支払者から支払を受ける公的
年金等をいう。

第四条中「二万八千円」を「三万八千円」に、
「九千円」を「一万九千円」に改め、同条の次に次
の一号を加える。

(居住者の平成十年分の所得税に係る予定納
税額の納期等の特例)
第四条の二 居住者の平成十年分の所得税に係
る予定納税額(所得税法第二條第一項第三十
六号に規定する予定納税額をいう。以下この
条及び第八号において同じ)の納期、予定納
税基準額の計算の基準日、予定納税額を納付
すべき居住者及び特別農業所得者(同項第三
十五号に規定する特別農業所得者をいう。以
下この条及び第八号において同じ)に係る判
定の日、予定納税基準額及び予定納税額の通

知の期限、予定納税額を納付すべき特別農業所得者であるとの見込みの承認の申請の期限並びに予定納税額の減額の承認の申請の期限については、次に定めるところによる。

一 所得税法第百四条の規定の適用については、同条第一項中「その年七月一日」とあるのは「平成十年八月一日」と、「その年十一月一日」とあるのは「同年十一月一日」とする。

二 所得税法第百五条の規定の適用については、同条中「その年五月十五日」とあるのは「平成十年六月十五日」と、「その年六月三十日」とあるのは「同年七月三十一日」と、「その年五月十六日から七月三十一日まで」とあるのは「同年六月十六日から八月三十一日まで」とする。

三 所得税法第百六条の規定の適用については、同条第一項中「その年五月十五日」とあるのは「平成十年六月十五日」と、「その年六月十五日」とあるのは「同年七月十五日」とする。

四 所得税法第百八条の規定の適用については、同条中「その年五月一日又はその年九月十五日」とあるのは、「平成十年六月一日又は同年九月十五日」とする。

五 所得税法第百十条の規定の適用については、同条第一項中「その年五月一日」とあるのは「平成十年六月一日」と、同条第二項中「その年五月十五日」とあるのは「平成十年六月十五日」と、同条第四項中「その年五月一日」とあるのは「平成十年六月一日」とする。

六 所得税法第百十一條の規定の適用については、同条第一項中「その年六月三十日」とあるのは「平成十年七月三十一日」と、「その年七月十五日」とあるのは「同年八月十五日」と、同条第三項中「その年六月十五日」とあるのは「平成十年七月十五日」とする。

第五條第一項を次のように改める。

居住者（所得税法第百七条第一項各号に掲げる居住者を除く。）の平成十年分の所得税に係る前条第一号の規定により読み替えて適用される同法第百四条第一項の規定により同項に規定する第一期において納付すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額以下この項及び次項において「控除前第一期予定納税額」という。から予定納税特別減税額を控除した金額に相当する金額とする。この場合において、当該予定納税特別減税額が当該控除前第一期予定納税額を超えるときは、当該控除をする金額は、当該控除前第一期予定納税額に相当する金額とする。

第五條第四項中「第一項又は第二項を「第一項から第三項まで」に、「第一項各号」を「第一項に」、「それぞれ所得税法第百四条第一項又は「を」所得税法第百四条第一項の規定により納付すべき所得税の額と、第三項の規定による控除をした後の金額に相当する金額は同法に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項を「前三項」に、「一万八千円を三万八千円」に改め、「（所得税法第百四条第一項に規定する予定納税基準額をいう）」を削り、「九千円を「一万九千円」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「同条の規定の適用については、」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、予定納税特別減税額を控除前第一期予定納税額から控除してもなお控除しきれない金額（以下この項において「控除未済予定納税特別減税額」という。）があるときは、前条第一号の規定により読み替えて適用される所得税法第百四条第一項の規定により同項に規定する第二期（次項において「第二期」という。）において納付すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額（以下この項において「控除前第二期予定納税額」という。）から当該控除未済予定納税特別減税額を控除した金額に相当する金額とする。こ

の場合において、当該控除未済予定納税特別減税額が当該控除前第二期予定納税額を超えるときは、当該控除をする金額は、当該控除前第二期予定納税額に相当する金額とする。前条第二項中「前二項を「第四條の二から前条まで」に、「（所得税法第百二条第一項第三十六号に規定する予定納税額をいう）」を「納期、予定納税基準額の計算の基準日、予定納税額を納付すべき非居住者及び特別農業所得者に係る判定の日、予定納税基準額及び予定納税額の通知の期限、予定納税額を納付すべき特別農業所得者であるとの見込みの承認の申請の期限、予定納税額の減額の承認の申請の期限、予定納税額」に改める。

第九條第一項中「（所得税法第百九十四條第四項に規定する給与と所得者の扶養控除等申告書の提出の際に經由した給与等の支払者から支払を受ける給与等をいう。以下この項及び次項において同じ。）を削り、「同法第百九十条を「次条第一項又は所得税法第百九十条に、「当初控除適用給与等」を「第一回目当初控除適用給与等」に、「給与特別減税額」を「当初給与特別減税額」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、当初給与特別減税額を第一回目当初控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額から控除してもなお控除しきれない金額（以下この項及び第四項において「第一回目控除未済当初給与特別減税額」という。）があるときは、当該第一回目控除未済当初給与特別減税額を、前項の居住者が第一回目当初控除適用給与等の支払を受けた日後に当該第一回目当初控除適用給与等の支払者から支払を受ける平成十年中の主たる給与等（次条第一項若しくは第二項の規定又は所得税法第百九十条の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「第二回目以降当初控除適用給与等」という。）につき同法第四編第二章第一節の規定により徴収すべき所得税の額に相当する金額（以下この項において

「第二回目以降当初控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額」という。）から順次控除（それぞれの第二回目以降当初控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額を限度とする。）をした金額に相当する金額をもって、それぞれの第二回目以降当初控除適用給与等につき同節の規定により徴収すべき所得税の額とする。

第九條第三項中「給与特別減税額」を「当初給与特別減税額」に、「当初控除適用給与等」を「第一回目当初控除適用給与等」に改め、同条第五項を削り、同条第四項中「又は第二項を「第二項又は第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 平成十年二月一日において給与等の支払者（以下この項及び次項において「当初控除基準日給与支払者」という。）から主たる給与等の支払を受ける者である居住者（以下この項及び次項において「当初控除基準日在職者」という。）が、当該当初控除基準日給与支払者から第一回目当初控除適用給与等の支払を受けた日後に当該当初控除基準日給与支払者以外の者（以下この項及び次項において「他の給与支払者」という。）から同年中の主たる給与等の支払を受けることとなる場合（次条第四項の規定の適用がある場合を除く。）において、当該当初控除基準日在職者に係る第一回目控除未済当初給与特別減税額第二項の規定の適用があつた場合には、当該第一回目控除未済当初給与特別減税額から同項の規定による控除をした金額の合計額を控除した後の金額。以下この項及び次項において「引継控除未済当初給与特別減税額」という。）があるときは、当該当初控除基準日在職者が当該他の給与支払者から最初に支払を受ける同年中の主たる給与等（同条第一項又は所得税法第百九十条の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「異動後の第一回目当初控除適用給与等」という。）につき同法第四編第二章第

一節の規定により徴収すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額（以下この項

第九條の次に次の一條を加える。

（居住者の平成十年八月以後に支払われる同年中の給与等に係る特別減税の額の控除）

第九條の二 平成十年八月一日において給与等

の支払者から主たる給与等の支払を受ける者

係る控除前源泉徴収税額」という。）から順次控除（それぞれの第二回目以降追加控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額を限度とする。）をした金額に相当する金額をもって、それぞれの第二回目以降追加控除適用給与等につき同節の規定により徴収すべき所得税の額とする。

3 前二項に規定する追加給与特別減税額は、

び次項において「追加控除基準日在職者」という。が、当該追加控除基準日給与支払者から第一回目追加控除適用給与等の支払を受けた日後に当該追加控除基準日給与支払者以外の者（以下この項及び次項において「他の給与支払者」という。）から同年中の主たる給与等の支払を受けることとなる場合において、当該追加控除基準日在職者に係る第一回目控除未

得税の額とする。

ら支払を受ける平成十年中の主たる給与等
（所得税法第百九十条の規定の適用を受ける
ものを除く。以下この項において「第二回目
以降追加控除適用給与等」という。）につき同
法第四編第二章第一節の規定により徴収すべ
き所得税の額に相当する金額（以下この項に
おいて「第二回目以降追加控除適用給与等に

4 平成十年八月一日において給与等の支払者（以下この項及び次項において「追加控除基準日給与支払者」という。）から主たる給与等の支払を受ける者である居住者（以下この項及

る場合には、当該控除しきれない引継控除未
清追加給与と特別減税額を、当該異動後の第一
回目追加控除適用給与等の支払を受けた日後
に当該他の給与と支払者から支払を受ける同年
中の主たる給与等（同法第百九十条の規定の
適用を受けるものを除く。以下この項におい
て異動後の第二回目以降追加控除適用給与

等」という。につき同節の規定により徴収すべき所得税の額に相当する金額(以下この項において「異動後の第二回目以降追加控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額」という)から順次控除(それぞれの異動後の第二回目以降追加控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額を限度とする)をした金額に相当する金額をもって、それぞれの異動後の第二回目以降追加控除適用給与等につき同節の規定により徴収すべき所得税の額とする。

5 前項の規定は、追加控除基準日在職者が、大蔵省令で定めるところにより、所得税法第二百二十六条第一項の規定により追加控除基準日給与支払者から交付を受けた平成十年中の主たる給与等に係る源泉徴収票その他の書類(当該追加控除基準日在職者に係る基本追加給与特別減税額(前条第一項の規定の適用があつた場合には、当該基本追加給与特別減税額と同条第三項に規定する当初給与特別減税額との合計額)及び引継控除未済追加給与特別減税額が記載されたものに限り)を他の給与支払者に提出した場合に限り、適用する。

6 第一項、第二項又は第四項の規定の適用がある場合における所得税法その他の所得税に関する法令の規定の適用については、第一項、第二項又は第四項の規定による控除をした後の金額に相当する金額は、それぞれ所得税法第四編第二章第一節の規定により徴収すべき所得税の額とみなす。

第十條第二項中「一万八千円を『三万八千円』に、『九千円』を『一万九千円』に改める。

第十一條第一項中「(所得税法第二百三條の五第四項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出の際に經由した公的年金等の支払者から支払を受ける公的年金等という。以下この項及び次項において同じ)」を削り、「特定公的年金等」の下に「次条第一項の規定の適用を受けるものを除く。」を加え、「当初控除適用公的年金等」を「第一回目当初控除適用公的年金等」に、「同法を『所得税法』に、『年金特別減税額』を『当初年金特別減税額』に改め、同条第二項を次のように改める。

用を受けるものを除く。」を加え、「当初控除適用公的年金等」を「第一回目当初控除適用公的年金等」に、「同法を『所得税法』に、『年金特別減税額』を『当初年金特別減税額』に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、当初年金特別減税額を第一回目当初控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額から控除してもなお控除しきれない金額(以下この項において「第一回目控除未済当初年金特別減税額」という)があるときは、当該第一回目控除未済当初年金特別減税額を、前項の居住者が第一回目当初控除適用公的年金等の支払を受けた日後に当該第一回目当初控除適用公的年金等の支払者から支払を受ける平成十年中の特定公的年金等(次条第一項又は第二項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「第二回目以降当初控除適用公的年金等」という)につき所得税法第四編第三章の二の規定により徴収すべき所得税の額に相当する金額(以下この項において「第二回目以降当初控除適用公的年金等」に相当する金額)をもって、それぞれの第二回目以降当初控除適用公的年金等につき同章の規定により徴収すべき所得税の額とする。

第十一條第三項中「年金特別減税額」を「当初年金特別減税額」に、「当初控除適用公的年金等」を「第一回目当初控除適用公的年金等」に改め、同条第五項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(居住者の平成十年八月以後に支払われる同年中の公的年金等に係る特別減税の額の控除)
第十一條の二 平成十年八月一日(政令で定める公的年金等にあつては、政令で定める日。

以下この項及び第三項において「追加控除基準日」という)において公的年金等の支払者から特定公的年金等の支払を受ける者である居住者の当該追加控除基準日以後最初に当該支払者から支払を受ける同年中の特定公的年金等(以下この条において「第一回目追加控除適用公的年金等」という)につき所得税法第四編第三章の二の規定により徴収すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額(以下この項及び次項において「第一回目追加控除適用公的年金等」に係る控除前源泉徴収税額」という)から追加年金特別減税額を控除した金額に相当する金額とする。この場合において、当該追加年金特別減税額が当該第一回目追加控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額を超えるときは、当該控除をする金額は、当該第一回目追加控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額とする。

2 前項の場合において、追加年金特別減税額を第一回目追加控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額から控除してもなお控除しきれない金額(以下この項において「第一回目控除未済追加年金特別減税額」という)があるときは、当該第一回目控除未済追加年金特別減税額を、前項の居住者が第一回目追加控除適用公的年金等の支払を受けた日後に当該第一回目追加控除適用公的年金等の支払者から支払を受ける平成十年中の特定公的年金等(以下この項において「第二回目以降追加控除適用公的年金等」という)につき所得税法第四編第三章の二の規定により徴収すべき所得税の額に相当する金額(以下この項において「第二回目以降追加控除適用公的年金等」に相当する金額)をもって、それぞれの第二回目以降追加控除適用公的年金等につき同章の規定により徴収すべき所得税の額とする。

(第二回目以降追加控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額」という)から順次控除(それぞれの第二回目以降追加控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額を限度とする)をした金額に相当する金額をもって、それぞれの第二回目以降追加控除適用公的年金等につき同章の規定により徴収すべき所得税の額とする。

控除適用公的年金等につき同章の規定により徴収すべき所得税の額とする。

3 前二項に規定する追加年金特別減税額は、二万円(第一回目追加控除適用公的年金等につき所得税法第四編第三章の二の規定により徴収すべき所得税の額の計算の基礎となる控除対象配偶者又は扶養親族がある場合には、二万円に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき一万円を加算した金額。以下この項において「基本追加年金特別減税額」という)とする。この場合において、追加控除基準日の前日において第一項の居住者に係る前条第二項に規定する第一回目控除未済当初年金特別減税額(同項の規定の適用があつた場合には、当該第一回目控除未済当初年金特別減税額から同項の規定による控除をした金額の合計額を控除した後の金額。以下この項において同じ)があるときは、追加年金特別減税額は、当該基本追加年金特別減税額に当該第一回目控除未済当初年金特別減税額を加算した金額とする。

4 第一項又は第二項の規定の適用がある場合における所得税法その他の所得税に関する法令の規定の適用については、第一項又は第二項の規定による控除をした後の金額に相当する金額は、それぞれ所得税法第四編第三章の二の規定により徴収すべき所得税の額とみなす。

第十二條中「第五條」を「第四條の二」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第二條 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十條第三項中「百分の六」を「百分の十」に改め、同条第七項第二号中「第十一條」を「第十條の七」に改める。

第十條の二 第一項及び第三項中「第十一條」を「第十條の七」に改める。

第十條の三 第一項及び第三項中「第十一條」を

「第十条の七」に改め、同条第四項中「又は第十条の五第四項を」と、第十条の五第四項又は第十条の七第四項に改める。

第十条の四第一項及び第三項中「第十二条」を「第十条の七」に改め、同条第四項中「場合に限る」を「場合に限るものとし、第十条の七第四項の規定の適用を受けるものに係る場合を除く」に、「同項第六号」を「第一項第六号」に改める。

第十条の五第一項及び第三項中「第十一条」を「第十条の七」に改め、同条第四項中「場合に限る」を「場合に限るものとし、第十条の七第四項の規定の適用を受けるものに係る場合を除く」に改める。

第十条の六の次に次の一条を加える。

(中小企業者が機械等取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除)

第十条の七 第十条第三項に規定する中小企業者が、平成十年六月一日から平成十一年五月三十一日までの期間(第三項及び第四項において「指定期間」という)内に、その製作の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産(第一号に掲げる減価償却資産にあつては、政令で定める規模のものに限る。以下第四項まで及び第七項において「特定機械装置等」という。)を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該個人の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用(第三号に規定する事業を営む者で政令で定めるものの以外の者の貸付けの用を除く。以下この条において「指定事業の用」という)に供した場合に、その指定事業の用に供した日の属する年(事業を廃止した日の属する年を除く。以下この条において「供用年」という)の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定機械装置等(次条から第十六条まで(第十二条の二第一項を除く)の規定の適用を受けるものを除く)の償却費として必要経費に算入する金額は、所得

税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額(第三号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。第三項において「基準取得価額」という)の百分の三十に相当する金額との合計額(次項において「合計償却限度額」という)以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定機械装置等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 機械及び装置並びに器具及び備品器具及び備品については、事務処理の能率化等に資するものとして大蔵省令で定めるものに限る。

二 車両及び運搬具(貨物の運送の用に供される自動車で長距離輸送の効率化等に資するものとして大蔵省令で定めるものに限る。)

三 政令で定める海上運送業の用に供される船舶

2 前項の規定により当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該特定機械装置等を指定事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下必要経費に算入する金額と必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

3 第一項に規定する個人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定機械装置等(次条から第十六条まで(第十二条の二第一項を除く)の規定の適用を受けるものを除く)を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該個人の

営む指定事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき同項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その指定事業の用に供した当該特定機械装置等(次条から第十六条まで(第十二条の二第一項を除く)の規定の適用を受けるものを除く)の基準取得価額の合計額の百分の七に相当する金額(以下この項及び第六項において「税額控除限度額」という)を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得に係る所得税の額として政令で定める金額(次項及び第五項において「事業所得に係る所得税額」という)の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 第一項に規定する個人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない同項第一号又は第二号に掲げる減価償却資産を物品賃貸業を営む者から契約により賃借(政令で定める要件を満たすものに限る。)をして、これを国内にある当該個人の営む指定事業の用に供した場合(その指定事業の用に供した日の属する年の十二月三十一日まで引き続き、当該指定事業の用に供している場合に限る。)には、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その指定事業の用に供した当該減価償却資産(同項第一号に掲げる減価償却資産にあつては、その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。)の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の七に相当する金額(以下この項及び第六項において「リース税額控除限度額」という)を控除する。この場合において、当該個人の供用年におけるリース税額控除限度額

が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額(その年においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5 青色申告書を提出する個人が、その年(事業を廃止した日の属する年を除く)において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該個人のその年における繰越税額控除限度超過額が当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額(その年においてその指定事業の用に供した減価償却資産につき第三項又は前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額がある場合には、当該金額を控除した残額)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

6 前項に規定する繰越税額控除限度超過額は、当該個人のその年の前年(当該前年分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限る。)における税額控除限度額又はリース税額控除限度額のうち、第三項又は第四項の規定による控除をしなくてもなお控除しきれない金額の合計額(その年の前年において同項の規定の適用を受けた減価償却資産をその年において当該個人の営む指定事業の用に供しなくつた場合(当該減価償却資産の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該指定事業の用に供しなくつた場合を除く)には、当該合計額から当該減価償却資産を当該指定事業の用に供しな

くなつた日から当該貸借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額をいう。

7 第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、特定機械装置等の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

8 第三項及び第四項の規定は、確定申告書に、これらの規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

9 第五項の規定は、供用年及びその翌年分の確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、当該翌年分の確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

10 その年分の所得税について第三項から第五項までの規定の適用を受ける場合における所得税法第二百一十条第一項第三号に掲げる所得の額の計算については、同号中「第三章税額の計算」とあるのは、「第三章(税額の計算)及び租税特別措置法第十条の七第三項から第五項まで(中小企業者が機械等取得した場合等の所得税額の特別控除)」とする。

11 第四項に規定する減価償却資産につき同項又は第五項の規定による控除を受けた個人が、その控除を受けた年の翌年以後の各年に

において、当該減価償却資産の賃借に係る契約

において当該賃借をする期間として定められた期間内に当該減価償却資産を当該個人の営む指定事業の用に供しなくなつた場合(事業の廃止、当該減価償却資産の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該指定事業の用に供しなくなつた場合を除く。)には、当該減価償却資産につき第四項又は第五項の規定による控除を受けた金額のうち当該指定事業の用に供しなくなつた日から当該賃借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額についてはこれらの規定の適用がなかつたものとし、当該個人は、当該指定事業の用に供しなくなつた日から四月以内に、第四項又は第五項の規定による控除を受けた年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならぬ。

12 前項の規定を適用する場合における同項の指定事業の用に供しなくなつた減価償却資産に係る第四項又は第五項の規定による控除を受けた金額の計算の方法その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

13 第十一項に規定する場合に該当することとなつた場合において、同項の規定による修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

14 第十一項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。
一 当該修正申告書で第十一項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定す

る期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第十一項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第十条の七第十一項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号並びに第六十五条第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」とする。

三 国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

第十二条の二第一項中「平成十一年三月三十一日」を「平成十一年五月三十一日」に改める。

第二十八条の三第十一項、第三十三条の六第二項及び第三十七條の三第三項中「第十一條」を「第十條の七」に改める。

第四十一条第二項第一号中「又は平成十年」を「から平成十一年までの各年」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 適用年が平成十二年である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が千万円以下である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 当該住宅借入金等の金額がすべてその居住の用に供した日の属する年が平成九年である住宅の取得等に係るもの(以下この号において「平成九年居住分」に係る住宅借入金等の金額という。)である場合 当該住宅借入金等の金額の合計額の一パーセントに相当する金額

(2) 当該住宅借入金等の金額がすべてその居住の用に供した日の属する年が平成十年又は平成十一年である住宅の取得等に係るもの(以下この号において「平成十年又は平成十一年居住分」に係る住宅借入金等の金額という。)である場合 当該住宅借入金等の金額の合計額の一パーセントに相当する金額

の居住の用に供した日の属する年が平成十年又は平成十一年である住宅の取得等に係るもの(以下この号において「平成十年又は平成十一年居住分」に係る住宅借入金等の金額という。)である場合 当該住宅借入金等の金額の合計額の一パーセントに相当する金額

(3) 当該住宅借入金等の金額がすべてその居住の用に供した日の属する年が平成十二年である住宅の取得等に係るもの(以下この号及び次号において「平成十二年居住分」に係る住宅借入金等の金額という。)である場合 当該住宅借入金等の金額の合計額の一・五パーセントに相当する金額

(4) 当該住宅借入金等の金額の合計額が平成九年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十年又は平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合 当該平成九年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の一パーセントに相当する金額と当該平成十年又は平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の一・五パーセントに相当する金額との合計額

(5) 当該住宅借入金等の金額の合計額が平成九年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合 当該平成九年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の一パーセントに相当する金額と当該平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の一・五パーセントに相当する金額との合計額

(6) 当該住宅借入金等の金額の合計額が平成十年又は平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合 当該平成十年又は平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の一パーセントに相当する金額と当該平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の一・五パーセントに相当する金額との合計額

居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の二パーセントに相当する金額と当該平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の一・五パーセントに相当する金額との合計額

(7) 当該住宅借入金等の金額の合計額が平成九年居住分に係る住宅借入金等の金額、平成十年又は平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合、当該平成九年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の一パーセントに相当する金額、当該平成十年又は平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の一パーセントに相当する金額、当該平成十二年又は平成十三年居住分に係る住宅借入金等の金額及び当該平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の一・五パーセントに相当する金額の合計額。

口 平成十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が千万円を超える二千万円以下である場合、当該千万円を超える金額の一パーセントに相当する金額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加えた金額

(1) イ(1)に掲げる場合に該当する場合
十万円

(2) イ(2)に掲げる場合に該当する場合、イ(4)に掲げる場合に該当する場合であつて平成十年又は平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が千万円以上である場合、イ(6)に掲げる場合に該当する場合であつて平成十年又は平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が千万円以上である場合、イ(7)に掲げる場合に該当する場合又はイ(7)に掲げる場合に該当する場合であつて平成十年又は平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が千万円以上である場合、二十万

あつては、政令で定める規模のものに限る。
以下第三項までにおいて「特定機械装置等」という。を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該中小企業者等の

械装置等取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該特定中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき前項又は同項

額からその指定事業の用に供した当該減価償却資産(同項第一号に掲げる減価償却資産に

以内に開始した各事業年度（当該事業年度まで連続して青色申告書を提出している場合の各事業年度に限る。）における税額控除限度額

又はリース税額控除限度額のうち、第二項又は第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各事業年度において法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

6 第三項に規定する減価償却資産につき同項の規定の適用を受けた法人が、当該適用を受けた事業年度後の各事業年度において、当該減価償却資産の貸借に係る契約において当該貸借をする期間として定められた期間内に当該減価償却資産を当該法人の営む指定事業の用に供しなくなった場合（当該法人の解散、当該減価償却資産の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該指定事業の用に供しなくなった場合を除く。）には、当該法人に対して課する当該指定事業の用に供しなくなった日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで及び第四百四十三条第一項から第三項まで並びに第四百四十二条の六第六項、第四百四十二条の七第六項、第四百四十二条の八第六項、第四百四十二条の十第五項、第六十七條の二第一項及び第六十八條の三第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該減価償却資産につき第三項又は第四項の規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該貸借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額とする。

7 前項の規定の適用を受ける減価償却資産に係る第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他前項の規定の適用に関し必要

な事項は、政令で定める。
8 第一項の規定は、確定申告書等に同項に規定する償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

9 第二項及び第三項の規定は、確定申告書等に、これらの規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

10 第四項の規定は、供用年度以後の各事業年度の法人税法第二十三条第一号に規定する確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

11 第二項から第四項までの規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（同法第七十二条及び第七十四条を同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第六十七条第二項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）又は租税特別措置法第四十二条の十二第二項から第四項まで（中小企業者等が機械等取得した場合等）の法人税額の特別控除」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第四十二条の十二第二項から第四項まで（中小企業者等が機械等取得した場合等）の法人税額の特別控除」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第二項から第四項までの規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定を適用」とあ

るのは「及び租税特別措置法第四十二条の十二第二項から第四項まで（中小企業者等が機械等取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定を適用」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第四十二条の十二第二項から第四項まで（中小企業者等が機械等取得した場合等の法人税額の特別控除）」とする。

12 第六項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第六十

五 放送法昭和二十五
年法律第三十二号）
第二条第三号の二に規
定する放送事業者に該
当する法人で同条第二
号の五に規定するテレ
ビジョン放送を行うも
ののうち政令で定める
もの

放送番組の効率的な制作に著
しく資する設備で大蔵省令で
定めるもの

七条第一項中「前条第二項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十二第六項（機械等を事業の用に供しなくなった場合の法人税額）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十二第六項」とするほか、同法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
第四十四条の六第一項の表に次の一号を加える。

第四十五条の二第一項中「平成十一年三月三十一日」を「平成十年五月三十一日」に改める。
第五十一条の二第一項中「第四十二条の十一第一項の下に、第四十二条の十一第一項を加え、同条第二項中「第四十二条の十一第一項の下に、第四十二条の十一第一項を加え、同項後段」を「第四十二条の十一第一項後段」に改め、同条第三項中「第四十二条の十一第一項の下に、第四十二条の十一第一項を加える。」第五十一条の三第一項中「第四十二条の十一第一項の下に、第四十二条の十一第一項を加え、同項後段」を「第四十二条の十一第一項後段」に改める。
第六十一条の三第四項中「第四十三条」を「第

四十二条の十二」に改める。
第六十二条第一項中「第四十二条の十第五項の下に、第四十二条の十二第六項を加え、同条第六項第二号中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二」に改め、及び第四十二条の十一第二項を、第四十二条の十二第二項に改める。
第六十三条第一項中「第四十二条の十第五項」に改める。

の下に、第四十二条の十二第六項を加える。
第六十四条第六項、第六十五条の七第七項及び第六十七条の四第六項中「第四十三条」を「第四十二条の十二」に改める。
第七十一条の十六第一項中「昭和二十五年法律第百三十二号」を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法第二条第三号の改正規定（第八条の三第四項後段、第八条の四第一項後段）を「第八条の三第四項第一号、第八条の五第一項後段」に改める部分に限る。は、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第 号）の施行の日から施行する。

(居住者の年末調整に係る特別減税の額の控除に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法以下「新特別減税法」という。第十条の規定は、平成十年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後であるものについて適用し、その最後に支払をする日が施行日前であるものについては、なお従前の例による。

(施行日前に死亡した者等に係る更正の請求)
第三条 施行日前に平成十年分の所得税につき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第百二十五条又は第百二十七条（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による確定申告書（第一条の規定による改正前の平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法第二条第六号に規定する確定申告書）をいう。以下この条において同じ。）を提出した者及び施行日前に同年分の所得税につき国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十五条の規定による決定を受けた者は、当該確定申告書に

記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき施行日前に同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があった場合には、その更正後の事項）につき新特別減税法の規定の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、施行日から一年以内に、税務署長に対して、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。
(試験研究費の額が増加した場合等の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第四条 第二条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第十条第三項の規定は、平成十年分以後の所得税について適用し、平成九年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(中小企業者の機械の特別償却に関する経過措置)
第五条 個人が平成十年五月三十一日以前に取得又は製作をした新租税特別措置法第十二条の二第一項に規定する機械及び装置（次項に規定する政令で定める機械及び装置を除く。）については、なお従前の例による。

2 個人が取得又は製作をして事業の用に供する新租税特別措置法第十二条の二第一項に規定する機械及び装置が政令で定める機械及び装置である場合における同項の規定の適用については、同項中「平成十年五月三十一日」とあるのは、「平成十一年三月三十一日」とする。

3 前項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第十条から第十四条まで、第十二条の二、第十三条から第十四条まで、第十六条、第二十八條の三、第三十三条の六及び第三十七條の三（新租税特別措置法第三十七條の五第二項及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）第十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定に規定する新租税特別措置法第十二

条の二第一項の規定は、前項の規定により読み替えて適用される場合を含むものとする。
(試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第六条 新租税特別措置法第四十二条の四第三項の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成十年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日以前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(中小企業者等の機械の特別償却に関する経過措置)
第七条 法人が平成十年五月三十一日以前に取得又は製作をした新租税特別措置法第四十五条の二第一項に規定する機械及び装置（次項に規定する政令で定める機械及び装置を除く。）については、なお従前の例による。

2 法人が取得又は製作をして事業の用に供する新租税特別措置法第四十五条の二第一項に規定する機械及び装置が政令で定める機械及び装置である場合における同項の規定の適用については、同項中「平成十年五月三十一日」とあるのは、「平成十一年三月三十一日」とする。

3 前項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第四十二条の四から第四十二条の十一まで、第四十五条の二、第四十六条から第四十七條まで、第四十九條、第五十二条の二、第五十二条の三、第六十一条の三、第六十四条（新租税特別措置法第六十四条の二第六項及び第六十五条第六項において準用する場合を含む。）第六十五條の七（新租税特別措置法第六十五條の八第七項並びに阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十條第五項及び第二十一条第七項において準用する場合を含む。）及び第六十七條の四の規定の適用については、これらの規定に規定する新租税特別措置法第四十五条の二第一項の規定は、前項の規定により読み替えて適用され

る場合を含むものとする。

(阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)
第八条 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第十六条第二項第一号中「又は平成十年」を「から平成十一年までの各年」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 特例適用年が平成十二年である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
イ 平成十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の総額が千万円以下である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
(1) 当該住宅借入金等の金額の総額が再建住宅借入金等の金額の合計額及びその居住の用に供した日の属する年が平成九年である他の住宅取得等に係る他の住宅借入金等の金額の合計額以下この号において「平成九年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額」という。）から成る場合 当該再建住宅借入金等の金額の合計額の二パーセントに相当する金額と当該平成九年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額の二パーセントに相当する金額との合計額

(2) 当該住宅借入金等の金額の総額が再建住宅借入金等の金額の合計額及びその居住の用に供した日の属する年が平成十年又は平成十一年である他の住宅取得等に係る他の住宅借入金等の金額の合計額以下この号において「平成十年又は平成十一年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額」という。）から成る場合 当該住宅借入金等の金額の総額の二パーセントに相当する金額と

一八

(8) 額に平成十年又は平成十一年居住の合計に係る人の住宅借入金等の金額の合計額を加えた金額が千万円未満である場合、当該千万円未満である金額の二パーセントに相当する金額と千万円から当該千万円未満である金額を控除した残額の一・五パーセントに相当する金額との合計額

イ(7)に掲げる場合に該当する場合であつて再建住宅借入金等の金額の合計

額、平成十年又は平成十一年居住分に
係る他の住宅借入金等の金額の合計額
及び平成十二年居住分に係る他の住宅
借入金等の金額の合計額の合計額が千
万円未満である場合 イ(6)に定める金
額と千万円から当該千万円未満である
金額を控除した残額のパーセントに
相当する金額との合計額

(9) イ(7)に掲げる場合に該当する場合で
あって再建住宅借入金等の金額の合計
額、平成十年又は平成十一年居住分に
係る他の住宅借入金等の金額の合計額
及び平成十二年居住分に係る他の住宅
借入金等の金額の合計額の合計額が千
万円以上であり、かつ、当該再建住宅
借入金等の金額の合計額に当該平成十
年又は平成十一年居住分に係る他の住
宅借入金等の金額の合計額を加えた金
額が千万円未満である場合 当該千万
円未満である金額のパーセントに相
当する金額と千万円から当該千万円未
満である金額を控除した残額のパーセ
ントに相当する金額との合計額

ハ
平成十二年十二月三十一日における住
宅借入金等の金額の総額が二千万円を
超える場合 当該二千万円を超える金額
(当該金額が千万円を超える場合には、
千万円)の〇・五パーセントに相当する
金額に、次に掲げる場合の区分に応じ
それぞれ次に定める金額を加えた金額

(1) ロ(1)に掲げる場合に該当する場合
三十万円
(2) ロ(2)に掲げる場合に該当する場合
ロ(2)に定める金額に十万円を加えた金
額

(3) ロ(3)に掲げる場合に該当する場合
ロ(3)に定める金額に十万円を加えた金
額

(4) ロ(4)に掲げる場合に該当する場合

ロ(4)に定める金額に十万円を加えた金
額

(5) ロ(5)に掲げる場合に該当する場合
ロ(5)に定める金額に十万円を加えた金
額

(6) ロ(6)に掲げる場合に該当する場合
ロ(6)に定める金額に十万円を加えた金
額

(7) ロ(7)に掲げる場合に該当する場合
ロ(7)に定める金額に十万円を加えた金
額

(8) ロ(8)に掲げる場合に該当する場合
ロ(8)に定める金額に十万円を加えた金
額

(9) ロ(9)に掲げる場合に該当する場合
ロ(9)に定める金額に十万円を加えた金
額

第十六条第二項第三号中「平成十二年で」を
「平成十三年で」に改め、同号イ中「平成十二年十
二月三十一日」を「平成十三年十二月三十一日」
に、「前号イ(2)」を「前号イ(3)」に、「同号イ(2)」を
「同号イ(3)」に、「平成十一年を」を「平成十二年に」
に改め、同号ロ中「平成十二年十二月三十一日」を
「平成十三年十二月三十一日」に、「平成十一年」を
「平成十二年に」に、「前号イ(2)」を「前号イ(3)」に
改め、同号ハ中「平成十二年十二月三十一日」を
「平成十三年十二月三十一日」に改め、同項第四
号中「平成十三年」を「平成十四年」に改める。

(地方税法の一部改正)
第九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十
六号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第三項及び第三百二十一条の八第
三項中「第四十二條の十第五項」の下に、「第四
十二條の十二第六項」を加える。

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法
律案
地方税法及び地方財政法の一部を改正する
法律

(地方税法の一部改正)
第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十
六号)の一部を次のように改正する。

附則第三条の四第二項及び第四項中「八千円」
を「一万七千円」に、「四千円」を「八千五百円」に
改める。

附則第三条の五第一項中「第三百二十条本文」
を「次項の規定により読み替えて適用される第
三百二十条本文」に、「六月分金額」を「七月分金
額」に、「六月中」を「七月中」に改め、同条第二項
中「前項の規定の適用がある場合における第三百
二十条の規定の適用については」を「第三百二十
条の規定の適用については」に改め、平成十年度分の個
人の市町村民税に限り、同条中の「下に
「六月」とあるのは、「七月」とを加え、「あ
るのは、」を「あるのは、」と、「と」を「と、」と、「六
月中」とあるのは「七月中」とするに改め、同条
第三項中「六月中」を「七月中」に改める。

附則第三条の六を同条第二項とし、同条に第
一項として次の一項を加える。

第三百二十一条の四第二項の規定の適用に
ついては、平成十年度分の個人の市町村民税
に限り、同項中「五月三十一日」とあるのは、
「六月三十日」とする。

附則第十一条の三第二項中「又は第七十三條
の二十七の二第一項」を、「第七十三條の二十七
の二第一項又は次条第十四項」に改める。

附則第十一条の四に次の四項を加える。

13 道府県は、宅地建物取引業法(昭和二十七
年法律第七十六号)第二条第三号に規定す
る宅地建物取引業者(以下本項から第十六項
までにおいて「宅地建物取引業者」という)が
個人から住宅(人の居住の用に供されたこと
があるもので政令で定めるものに限る。以下
本項から第十六項までにおいて「特定住宅」と
いう)を取得した場合において、当該個人が
特定居住者当該特定住宅を当該取得があつ
た日の一年前の日から引き続き九月以上その
居住の用に供していた者又はこれに準ずる者

として自治省令で定める者をいう。以下本項
及び次項において同じ。であり、かつ、当該
取得の日から六月以内に当該特定住宅を当該
特定居住者以外の個人にその居住の用に供す
るために譲渡したときは、当該宅地建物取引
業者による当該特定住宅の取得に対して課す
る不動産取得税については、第七十三條の十
四第三項の規定の適用がある場合を除き、当
該取得が平成十年七月一日から平成十二年六
月三十日までの間に行われたときに限り、一
戸につき、当該税額から当該特定住宅が新築
された時において施行されていた地方税法第
七十三條の十四第一項の規定により価格から
控除するものとされていた額に税率を乗じて
得た額を減額するものとする。

道府県は、宅地建物取引業者が特定住宅の
用に供する土地を当該特定住宅に係る特定居
住者から当該特定住宅とともに取得し、当該
特定住宅の取得の日から六月以内に当該土地
を当該特定住宅とともに当該特定居住者以外
の個人に譲渡した場合において、当該宅地建
物取引業者による当該特定住宅の取得に対し
て課する不動産取得税について前項の規定の
適用があるときは、当該宅地建物取引業者に
よる当該土地の取得に対して課する不動産取
得税については、第七十三條の二十四第二項
の規定の適用がある場合を除き、当該取得が
平成十年七月一日から平成十二年六月三十日
までの間に行われたときに限り、当該税額から
百五十万円(当該土地に係る不動産取得税の
課税標準となるべき価格を当該土地の面積
の平方メートルで表した数値で除して得た額
に当該土地の上にある特定住宅一戸について
その床面積の二倍の面積の平方メートルで表
した数値(当該数値が二百を超える場合にお
いては、二百とする)を乗じて得た金額が百
五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金
額に税率を乗じて得た額を減額するものと
する。

15 前二項の規定は、第十三項の宅地建物取引業者による特定住宅の取得又は前項の宅地建物取引業者による特定住宅の用に供する土地の取得に對して課する不動産取得税につき次の規定により準用する第七十三条の二十五第一項の規定により徴収猶予がなされた場合を除き、当該特定住宅又は当該土地を取得した宅地建物取引業者から、当該道府県の条例で定めるところにより、当該特定住宅又は当該土地の取得につき前二項の規定の適用があるべき旨の申告がなされた場合に限り適用するものとする。

16 第七十三条の二十五から第七十三条の二十七までの規定は、第十三項の宅地建物取引業者による特定住宅の取得又は第十四項の宅地建物取引業者による特定住宅の用に供する土地の取得に對して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、第七十三条の二十五第一項中「土地の取得」とあるのは「附則第十一条の四第十三項の同項に規定する宅地建物取引業者(以下本項において「宅地建物取引業者」という。)による同条第十三項に規定する特定住宅(以下本条及び第七十三条の二十七において「特定住宅」という。)の取得又は附則第十一条の四第十四項の宅地建物取引業者による特定住宅の用に供する土地の取得」と、当該土地の取得者」とあるのは「当該特定住宅又は当該土地を取得した宅地建物取引業者」と、前条第一項第一号又は第二項第一号とあるのは「同条第十三項又は第十四項」と、同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内」とあるのは「当該特定住宅の取得の日から六月以内」と、当該土地に係る」とあるのは「当該特定住宅又は当該土地に係る」と、同条第二項中「当該土地」とあるのは「当該特定住宅又は当該土地」と、第七十三条の二十六第一項中「第七十三条の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十一

係る」と、同条第二項中「当該土地」とあるのは「当該特定住宅又は当該土地」と、第七十三条の二十六第一項中「第七十三条の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十一

第二条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の五の見出し中「特別減税」を「特別減税等」に改め、同条第一項中「平成十年度」の下に「及び平成十一年度」を加え、「地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律(平成十年法律第二号)第一条」を「地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律(平成十年法律第二号)第一条」に、「次項を」以下この条に、

「同年度の減収額を」当該各年度の減収額及び平成十年改正後の地方税法附則第十一条の四第十三項及び第十四項の規定による不動産取得税の減額に係る平成十年度の減収額」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により起こすことができる平成十年度及び平成十一年度の地方債の額は、都道府県にあつては第一号に掲げる額とし、市町村にあつては第二号に掲げる額とする。

一 イ及びロに掲げる額の合算額(平成十一年度にあつては、イに掲げる額)

イ 平成十年改正後の地方税法附則第三条の四の規定の適用がないものとした場合における当該都道府県の当該各年度の個人の道府県民税の所得割の収入見込額から

ら当該都道府県の当該各年度の個人の道府県民税の所得割の収入見込額を控除した額として自治省令で定めるところにより算定した額

ロ 平成十年改正後の地方税法附則第十一条の四第十三項及び第十四項の規定の適用がないものとした場合における当該都道府県の平成十年度の不動産取得税の収入見込額から当該都道府県の同年度の不動産取得税の収入見込額を控除した額として自治省令で定めるところにより算定した額

二 平成十年改正後の地方税法附則第三条の四の規定の適用がないものとした場合における当該市町村の当該各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額から当該市町村の当該各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額を控除した額として自治省令で定めるところにより算定した額

附則

この法律は、平成十年五月三十一日から施行する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律

地方交付税法の一部改正

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第四号の次に次の二号を加える。

四の一 前各号に掲げる額以外の額として一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れられる特例加算額のうち旧法附則第四条の二第三項の規定において平成十年度分の交付税の総額に加算することとされていた額から第二号に掲げる額を控除した額に相当する額 二千六百六億円

四の二 前号の特例加算額のうち同号に掲げる額以外の額 二千七百七億六千万円

附則第四条第六号中「十六兆四千四十三億七千八百二十九万円」を「十六兆八千四百三十三億七千八百二十九万円」に改める。

附則第四条の二第四項の表中「五千三百七十六億八千万円」を「四千七百四十六億八千万円」に、「千八百五十六億六千万円」を「千六百四十六億六千万円」に、「二千五百五十七億七千万円」を「二千三百四十七億七千万円」に、「三千四百六十三億七千万円」を「三千八百九十九億九千万円」に、「三千八百二十五億七千万円」を「三千四百三十五億七千万円」に、「四千二百四十四億七千万円」を「三千八百三十六億七千万円」に、「四千六百八十六億七千万円」を「四千二百五十八億七千万円」に、「四千六百三十四億七千万円」を「四千八百八十九億九千万円」に、「五千三百五十五億七千万円」を「五千九百九十二億七千万円」に、「四千六百四十四億七千万円」を「四千三百九十四億七千万円」に、「三千五百十五億七千万円」を「三千九百九十六億七千万円」に、「二千五百十二億七千万円」を「二千六百一十一億七千万円」に、「千四百八十七億七千万円」を「千三百六十一億七千万円」に改める。

(地方交付税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成十年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律(平成十年法律第二号)第一条の規定による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成十年度の減収見込額」を削り、「道府県にあつては」の下に「第一号に掲げる額」を、「市町村にあつては」の下に「第二号に掲げる額」を加え、同項に次の各号を加える。

一 イ及びロに掲げる額の合算額

イ 地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律(平成十年法律第二号)第一条の規定による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)以下この

項において「平成十年改正後の地方税法」という。附則第三条の四の規定による個人の道府県民税に係る特別減税による平成十年度の減収見込額

ロ 平成十年改正後の地方税法附則第十一条の四第十三項及び第十四項の規定による不動産取得税の減額に係る平成十年度の減収見込額

二 平成十年改正後の地方税法附則第三条の

四の規定による個人の市町村民税に係る特別減税による平成十年度の減収見込額

附則第四条第二項を次のように改める。

2 前項第一号に掲げる額(以下この項において「減収見込額」という)は、道府県につき、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、同表の下欄に掲げる算定の基礎によって、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

収入の項目	減収見込額の算定の基礎
一 道府県民税の所得割	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額
二 不動産取得税	前々年度における不動産取得税の課税標準等の額

附則第四条に次の一項を加える。

3 第一項第二号に掲げる額(以下この項において「減収見込額」という)は、市町村につき、次の表の上欄に掲げる収入の項目について、同表の下欄に掲げる算定の基礎によって、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

収入の項目	減収見込額の算定の基礎
市町村民税の所得割	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)

第三条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表以外の部分中「十九兆九百一億二千八百九十九千円」を「十九兆九百一億二千八百九十九千円」に改め、同項の表中「九千一億円」を「九千二百五十二億円」に、「一兆二千五百五十三億円」を「一兆五千二百九十九億円」に、「一兆七千七百五十二億円」を「一兆二千五百五十六億円」に、「一兆二千九百二十億円」を「一兆三千二百五十四億円」に、「一兆四千二百六十六億円」

を「一兆四千五百七十三億円」に、「一兆五千六百十五億六千万円」を「一兆六千九百九十九億六千万円」に、「一兆三千三百三十二億四千万円」を「一兆三千五百七十七億四千万円」に、「八千八百五十三億五千万円」を「九千三百四十二億五千万円」に、「五千九百七十一億円」を「六千五百九十九億円」に、「四千三百八十七億八千万円」を「四千九百七十九億八千万円」に改める。

附則第七条中「第四号」を「第四号の三」に改め、同条第三号の表中「五千三百七十六億八千万円」を「四千七百四十六億八千万円」に、「千八百五十六億円」を「千六百四十六億円」に、「二千五百五十七億円」を「二千三百四十七億円」に、

「三千四百六十三億円」を「三千八百八十九億円」に、「三千八百二十五億円」を「三千四百三十五億円」に、「四千二百四十四億円」を「三千八百三十六億円」に、「四千六百八十六億円」を「四千二百五十八億円」に、「四千六百三十億七千四百八十八万九千円」を「四千七百四十四億四千八百八十八万九千円」に、「五千三百五十五億円」を「五千九百九十二億円」に、「四千六百四十四億円」を「四千三百三十四億円」に、「三千五百十五億円」を「三千九百九十六億円」に、「二千五百十二億円」を「二千六百六十一億円」に、「千四百八十七億円」を「千三百三億円」に改める。

附則 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十年度分の地方交付税から適用する。

(緊急地域経済対策費の基準財政需要額への算入)

第三条 平成十年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方公共団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	緊急地域経済対策費	人口	一人につき 一、八〇〇円
市町村	緊急地域経済対策費	人口	一人につき 一、二〇〇円

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、地方公共団体の態容その他の事情を参酌して、自治省令で定めるところにより、補正することができる。

測定単位	測定単位の数値	算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口		人

五月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、国民生活を重視した行財政改革に関する請願(第一六二七号)(第一六二八号)(第一六二九号)(第一六三〇号)(第一六三一号)(第一六三二号)(第一六三三号)(第一六三四号)(第一六三五号)(第一六三六号)(第一六三七号)(第一六三八号)(第一六三九号)(第一六四〇号)(第一六七五号)(第一六七六号)(第一七〇三号)

一、消費税率を三%に戻すことに関する請願(第一七二四号)

一、消費税の減税に関する請願(第一七二五号)

第一六二七号 平成十年四月二十四日受理
国民生活を重視した行財政改革に関する請願
請願者 鹿児島県始良郡加治木町朝日町五
一ノ一 中村信男 外百四十一名
紹介議員 阿部 幸代君
この請願の趣旨は、第八三〇号と同じである。

紹介議員 國府田眞奈美 外百四十一名
この請願の趣旨は、第八三〇号と同じである。

第一六二八号 平成十年四月二十四日受理
国民生活を重視した行財政改革に関する請願
請願者 群馬県渋川市元町五六九ノ八
小 野沢勝 外百四十一名
紹介議員 有働 正治君
この請願の趣旨は、第八三〇号と同じである。

第一六三三三号 平成十年四月二十四日受理
国民生活を重視した行財政改革に関する請願
請願者 大阪府枚方市藤阪中町三ノ一
田中良子 外百四十一名
紹介議員 須藤美也子君
この請願の趣旨は、第八三〇号と同じである。

第一六二九号 平成十年四月二十四日受理
国民生活を重視した行財政改革に関する請願
請願者 神奈川県相模原市上溝四四五ノ一
三 依光了 外百四十一名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第八三〇号と同じである。

第一六三四号 平成十年四月二十四日受理
国民生活を重視した行財政改革に関する請願
請願者 北海道釧路市昭和中央一ノ四一ノ
四 堀田輝彦 外百四十一名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第八三〇号と同じである。

第一六三〇号 平成十年四月二十四日受理
国民生活を重視した行財政改革に関する請願
請願者 長崎県島原市親和町二、六三六
ノ一 石橋史久 外百四十一名
紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第八三〇号と同じである。

第一六三五号 平成十年四月二十四日受理
国民生活を重視した行財政改革に関する請願
請願者 山梨県中巨摩郡敷島町境一、〇一
九 長田徳樹 外百四十一名
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第八三〇号と同じである。

第一六三二号 平成十年四月二十四日受理
国民生活を重視した行財政改革に関する請願
請願者 山形県酒田市駅東一ノ八ノ五
小 野彦太 外百四十六名
紹介議員 笠井 亮君
この請願の趣旨は、第八三〇号と同じである。

第一六三六号 平成十年四月二十四日受理
国民生活を重視した行財政改革に関する請願
請願者 名古屋市中区島山町一ノ五九
田武 外百四十一名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第八三〇号と同じである。

第一六三三三号 平成十年四月二十四日受理
国民生活を重視した行財政改革に関する請願
請願者 札幌市西区西野五九ノ四ノ二四
小玉良雄 外百四十一名
紹介議員 筆坂 秀世君
この請願の趣旨は、第八三〇号と同じである。

第一六三七号 平成十年四月二十四日受理
国民生活を重視した行財政改革に関する請願
請願者 青森県八戸市沼館二ノ二九ノ一
三〇三 下屋敷恒都 外八百五十九名
紹介議員 山崎 力君
この請願の趣旨は、第八三〇号と同じである。

第一六三三三号 平成十年四月二十四日受理
国民生活を重視した行財政改革に関する請願
請願者 茨城県結城郡千代川村岡六二二

第一六三三三号 平成十年四月二十四日受理
国民生活を重視した行財政改革に関する請願
請願者 茨城県結城郡千代川村岡六二二

第一六三八号 平成十年四月二十四日受理
国民生活を重視した行財政改革に関する請願
請願者 三重県桑名市新地八五 加藤弘行
外百四十一名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第八三〇号と同じである。

要 外四千八百八十九名
紹介議員 山崎 力君
この請願の趣旨は、第八三〇号と同じである。

第一六三九号 平成十年四月二十四日受理
国民生活を重視した行財政改革に関する請願
請願者 東京都八王子市元横山町一ノ二四
ノ一四 女良和彦 外百四十一名
紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第八三〇号と同じである。

第一七二四号 平成十年五月六日受理
消費税率を三%に戻すことに関する請願
請願者 埼玉県鴻巣市本町四ノ二ノ一三
岡田久次 外百二十三名
紹介議員 吉岡 吉典君

第一六四〇号 平成十年四月二十四日受理
国民生活を重視した行財政改革に関する請願
請願者 埼玉県飯能市等緯三八四ノ六 倉
持かり 外百四十一名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第八三〇号と同じである。

今、消費増税の影響は深刻となっている。消費増税五兆円・特別減税打切り二兆円・医療保険改悪二兆円、合わせて九兆円、国民一人当たり七万五千円、四大家族で三千万円の新たな負担増で個人消費は大きく落ち込んでいる。消費減、生産減、所得・雇用減の悪循環は橋本財政構造改革路線によるものであり、この深刻な不況を打開するには、国内総生産の約六割を占める個人消費を増やすことを柱とした内需拡大を図る政策に転換することである。もともと消費増税はさきの総選挙時の公約違反であり、議会制民主主義から見て、景気を回復させるためにも、増税前の三%に戻すことは当たり前のことである。

第一六七五号 平成十年四月二十八日受理
国民生活を重視した行財政改革に関する請願
請願者 新潟県糸魚川市一の宮五ノ七ノ六
川原一洋 外千九百九十九名
紹介議員 大淵 絹子君
この請願の趣旨は、第八三〇号と同じである。

一、消費税率を増税前の三%に戻すこと。
第一七二五号 平成十年五月六日受理
消費税率の減税に関する請願
請願者 神奈川県海老名市門沢橋七五八ノ
四 須藤由美 外四百四名
紹介議員 笠井 亮君
この請願の趣旨は、第一〇六八号と同じである。

第一六七六号 平成十年四月二十八日受理
国民生活を重視した行財政改革に関する請願
請願者 青森県八戸市沼館二ノ二九ノ一
三〇三 下屋敷恒都 外八百五十九名
紹介議員 山崎 力君
この請願の趣旨は、第八三〇号と同じである。

五月二十二日日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は五月十三日)
一、財政構造改革の推進に関する特別措置法の
一部を改正する法律案
一、平成十年分所得税の特別減税のための臨時

第一七〇三三号 平成十年四月三十日受理
国民生活を重視した行財政改革に関する請願
請願者 青森県久須志二ノ八ノ二一 大塚

五月二十二日日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は五月十三日)
一、財政構造改革の推進に関する特別措置法の
一部を改正する法律案
一、平成十年分所得税の特別減税のための臨時

第一七〇三三号 平成十年四月三十日受理
国民生活を重視した行財政改革に関する請願
請願者 青森県久須志二ノ八ノ二一 大塚

五月二十二日日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は五月十三日)
一、財政構造改革の推進に関する特別措置法の
一部を改正する法律案
一、平成十年分所得税の特別減税のための臨時

措置法及び租税特別措置法の一部を改正する
法律案
一、地方税法及び地方財政法の一部を改正する
法律案
一、地方交付税法等の一部を改正する法律案

○第百四十一回国会行財政改革・税制等に関する
特別委員会会議録正誤

第六号中正誤

ページ 行 誤 正

六 一 終わり
七 広答 応答

第七号中正誤

ページ 行 誤 正

二 二 終わり
一〇 臭化メビジウム 臭化チメビジウ

平成十年五月二十八日印刷

平成十年五月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局